

## 学校法人香川学園ハラスメント防止・対策規程

施行 平成24年10月1日  
改正

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人香川学園（以下「本学園」という。）におけるハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、人種、国籍、性別、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等広く人格にかかわる事項又は教育・研究若しくは就学、就労にかかわる事項において、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不利益を与えたり、人としての品位と尊厳を損なわせるすべての言動をいう。

(理事長及び各所属長の責務)

第3条 理事長は、ハラスメントの防止、対策及び被害者救済に関する施策等について責任を負うものとする。

2 学園事務局長、大学学長、短期大学部学長、高校・中学校長、幼稚園長及び環境技術センター所長は、ハラスメントの防止、対策及び被害者救済に関する施策の具体的実施について責任を負うものとする。

(構成員の責務)

第4条 本学園を構成するすべての者は、この規程及び本学園ハラスメント防止・対策に関するガイドラインに従い、ハラスメントを行ってはならない。

(ハラスメント防止・対策委員会)

第5条 本学園におけるハラスメントの防止及び対策等は、学校法人香川学園ハラスメント防止・対策委員会において行う。

(相談員)

第6条 本学園に、ハラスメントに関する相談に応じるために、理事長が任命する次の相談員を置く。

- (1) 学園事務局から推薦された事務職員から男女各1名
- (2) 大学から推薦された教職員から男女各1名
- (3) 短期大学部から推薦された教職員から男女各1名
- (4) 中学及び高校から推薦された教職員から男女各1名
- (5) 幼稚園及び環境技術センターから推薦された教職員から男女各1名

2 前項第1号の男女各1名の推薦に当たって、これにより難い特別の事情がある場合は、理事長が別に定めるものとする。

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の後任相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファックス及び電子メールアドレス等は、本学園内に公表するものとする。

(相談員の任務)

第7条 相談員は、次の事項を行う。

- (1) ハラスメントに関する相談に応じること。
  - (2) 被害を受けたとされる者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と認められる場合における臨床心理相談センターへの連絡に関すること。
  - (3) ハラスメントに関する相談があった事実及び当事者の意向等について記録し、ハラスメント防止・対策委員会に報告すること。
- 2 相談員は、事態が重大で改善措置等が必要であると認めた場合には、前項第3号のハラスメント防止・対策委員会への報告を直ちに行わなければならない。

(相談員の遵守事項)

第8条 相談員は、任務を遂行するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当事者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に対処するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。
- (2) 被害を受けたとされる者の意向を尊重し、当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を持ち、解決策を押し付けることのないよう留意すること。
- (3) 当事者からの相談及び事情聴取に当たって、ハラスメントに当たるような言動を行ってはならないこと。

(相談)

第9条 相談員への相談は、面談のほか手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

- 2 相談者は、いずれの相談員に対しても相談することができる。
- 3 相談を受ける際には、複数で対応し、相談者と同性の相談員が同席するものとする。ただし、相談者が望まない場合はこの限りではない。

(他の相談窓口)

第10条 ハラスメントに関する相談は、相談員のほか、次の相談窓口においても応じるものとする。

- (1) 臨床心理相談センター
- 2 前項各号の相談窓口においてハラスメントに関する相談に応じる担当者は、その相談を受けるに当たって、当該部署の定める遵守事項のほか、第8条に定める遵守事項を遵守するとともに、ハラスメントに関する相談を受けたときは、相談員に準じ、第7条第1項第2号から第3号まで及び同条第2項の規定により連絡又は報告を行わなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。学校法人香川学園セクシャルハラスメント防止対策規程は廃止する。